

新たな化学物質規制が始まります！

厚生労働省では令和4年5月31日に新たな化学物質の規制のため関係省令等の改正を行いました。

改正の内容は令和5年4月1日（一部については令和4年5月31日）より順次施行されていますが、新たな規制は**業種によらず対象となる化学物質を製造・取り扱う場合に対応が必要となります！**

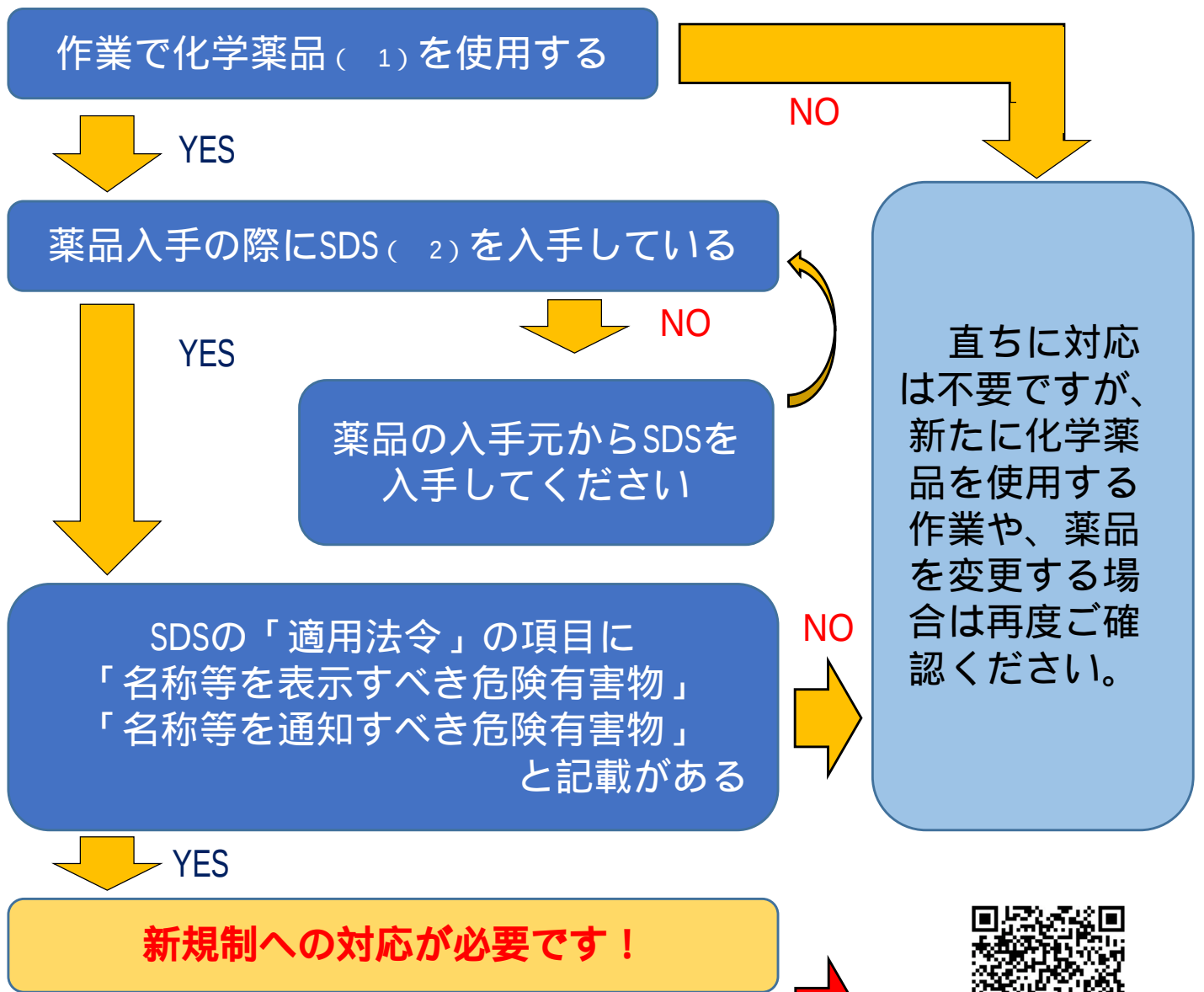
化学物質を原因とする労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。下表の事例のとおり、**一般的に流通している化学薬品が原因となることもあり、三次産業等の非工業業種でも発生しています。**



まずは**裏面のフローチャート**を利用し、新規制への対応が必要かご確認ください。

裏面でCHECK！

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
中毒・薬傷 製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェッター用のインクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤（フッ化水素含有）を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。



具体的な制度の内容や必要な措置についてはこちらをご確認ください。



- 1 「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」は除かれます。具体的には以下のものです。
- 医薬品、医薬部外品、化粧品
 - （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定めるもの）
 - 農薬（農薬取締法に定めるもの）
 - 取扱い過程で固体状以外の状態にならず、かつ粉状又は粒状にならない製品
 - 表示対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
 - 一般消費者のもとに提供される段階の食品

- 2 安全データシートの略称。化学薬品を譲渡、提供する際に交付することが義務付けられています。

化学物質管理に関する情報はこちら

厚生労働省のポータルサイト「職場のあんぜんサイト」では化学物質の情報はじめとして、災害事例やリスクアセスメント実施支援ツールを公開しています。

以下のQRコードからご覧いただけますので、ご活用ください。

厚生労働省ポータルサイト
「職場のあんぜんサイト」

